

各務原市 地区別景観計画 風景形成基準ガイドライン

重点風景地区 6.10

河跡湖公園地区、エーザイ川島工園地区

重点風景地区とは各務原市都市景観条例に規定する「風景区域の中で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区」のことです。重点風景地区に指定された地区には、それぞれ独自の景観計画が定められています。重点風景地区内で建築物の建築などを行う場合は、景観計画に定められた風景形成基準を順守し、事前に市へ届出が必要になります。



河跡湖公園地区

歴史と現状

河跡湖は、かつて川が流れていたところの一部がせき止められ、当時に近い姿をとどめて今日まで残っている貴重な史跡です。

川島の河跡湖は、安政4年(1857)の大洪水の際にできた木曽川旧支川の鉄砲川の流れの跡で、当時小網・松倉方面から河田・松原地区へ東西に流れ木曽川本流に合流していました。明治29年(1896)の洪水で川幅が広くなり、大正の中頃までは生活の足としてここを舟が通っていました。

河跡湖一帯には緑豊かな河畔林が残り、昆虫や野鳥、淡水魚の生息地となっています。この豊かな自然環境の保全と創造を図ることを目標に、河跡湖公園として整備しています。

また、河跡湖公園周辺は昔ながらの低層な住宅地となっており、河跡湖の緑とあいまって落ち着いたまちなみを形成しています。

風景づくりのテーマ

緑豊かな自然環境と共生した風景づくり

良好な景観の形成に関する方針

河跡湖は昔の木曽川の洪水の足跡であり歴史的遺跡であるとともに、河跡湖周辺には緑豊かな河畔林が残り、市街地における貴重な自然景観を形成しています。このように河跡湖は各務原市にとって非常に重要な景観資源であるため、景観的側面からも自然環境と共生したまちなみとなるよう、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

方針

- 河跡湖の緑豊かな自然環境と共生したまちなみの形成を図る。
- 木曽川の河川環境が残る河跡湖の環境を、地域住民との協働により保全育成を図る。
- 河跡湖周辺を安心して歩ける道づくりを目指す。



エーザイ川島工園地区

歴史と現状

エーザイ川島工園は、1966年(昭和41年)に開所しました。創業者がこの地のクロマツ林に惚れ込み、自然と融合した公園工場を目指して、「川島工場」ではなく、「川島工園(かわしまこうえん)」と名付けられました。

工園内は地域固有のクロマツ林をそのまま活かすゾーニングで設計がなされ、自然の松林と池を配した庭園を中心に、敷地面積の50%相当をしめる約20haに及ぶ広大な土地が、緑地として確保されています。

開所して40年が経過して、工園内の樹木は立派に成長しているとともに、懸命な維持管理により良好な状態で保全されているため、まさに自然の懷に抱かれた工園となっており、工園沿いの大木に成長した並木道の景観は、訪れた者に勇壮な印象を与えています。

また、工園の周囲は宅地化によりクロマツ林が減少しており、川島工園内に保全されたクロマツ林は、地域の貴重な環境資源として、その価値がより一層高まっています。

風景づくりのテーマ

エーザイ川島工園内緑地の保全と
周辺へ緑が連続する風景づくり

良好な景観の形成に関する方針

エーザイ川島工園は川島地区の市街地にあって、ひととき大きな緑地帯を有しており、松並木は勇壮な景観を形成しています。また、まとまった緑地は各務原市にとって非常に重要な景観資源であるため、緑地の保全と緑と調和するまちなみとなるよう、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

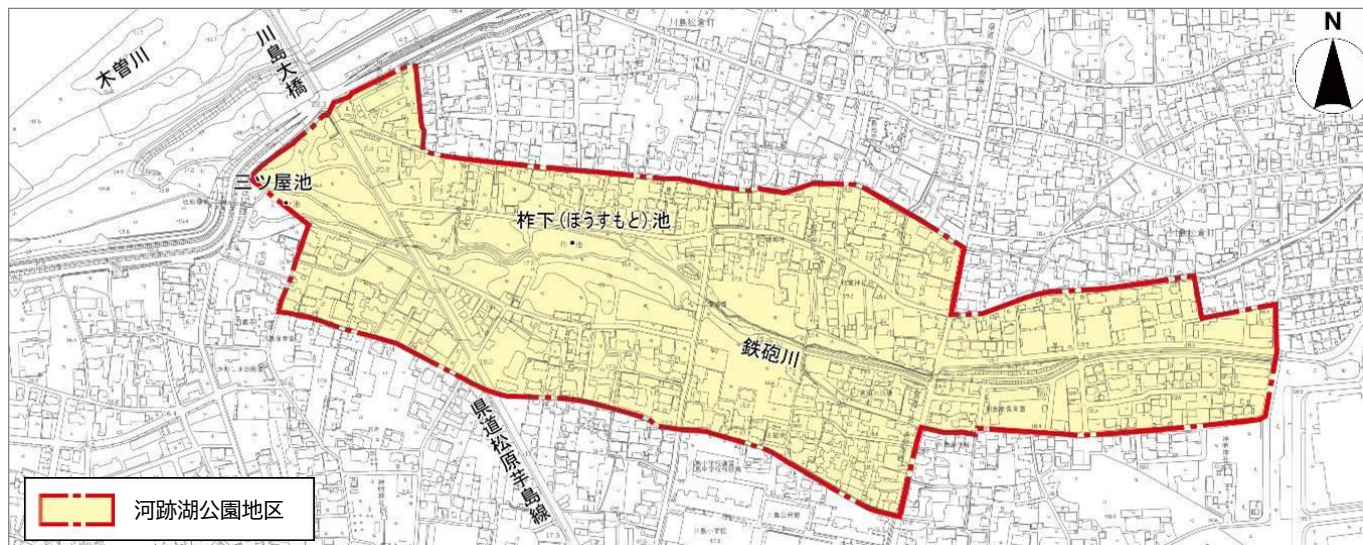
方針

- エーザイ川島工園内緑地の保全を図るとともに、緑豊かな河跡湖との連続性に配慮して、周辺地区については緑化を推進し、緑あふれるまちなみの形成を図る。

重点風景地区の区域

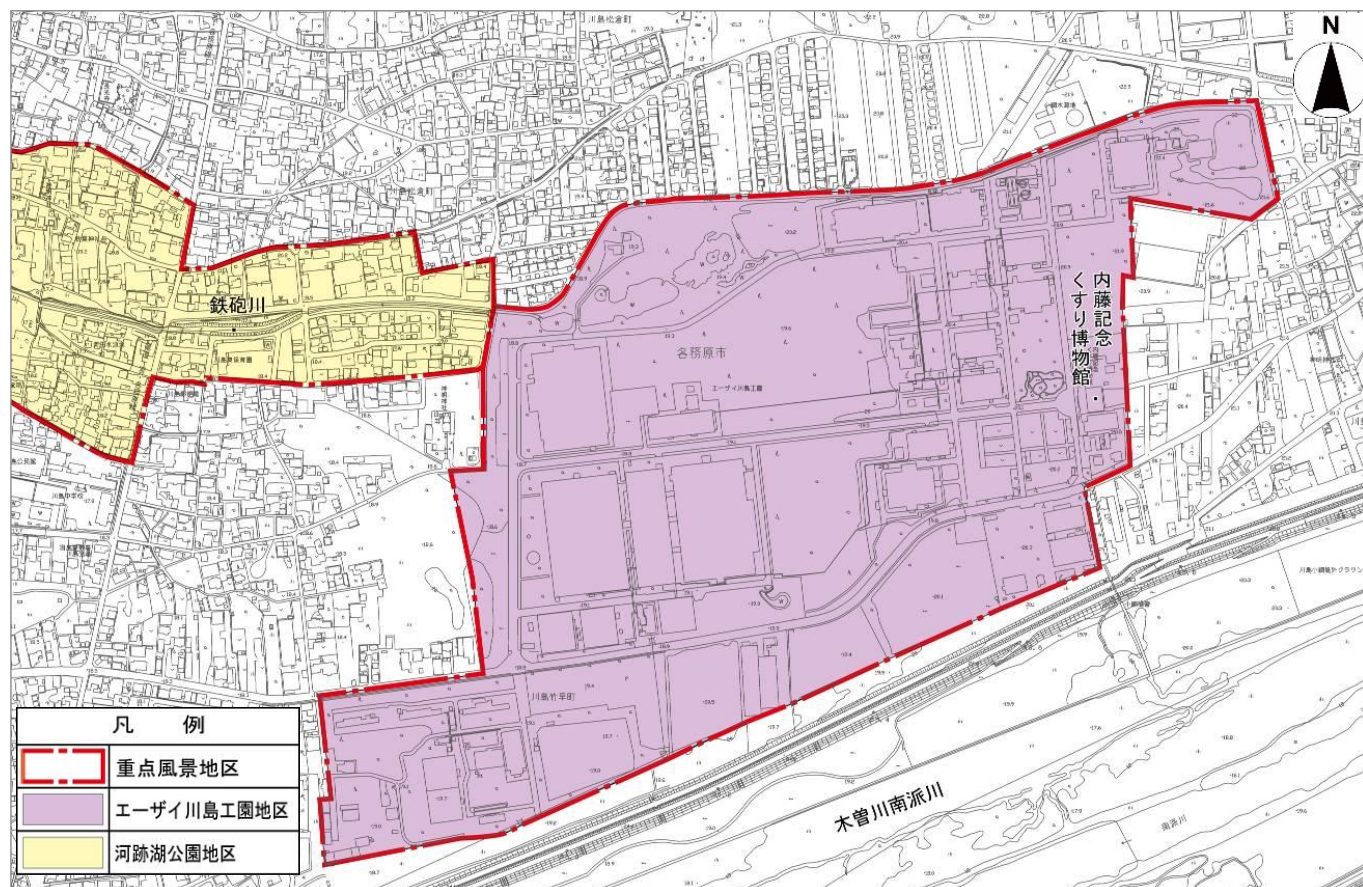
河跡湖公園地区の重点風景地区としての対象区域を、河跡湖公園からの眺めや景観の連続性に配慮して下図に示す範囲で指定します。

河跡湖公園地区



エーザイ川島工園地区の重点風景地区としての対象区域を、土地利用の状況や堤防道路からの眺めに配慮して下図に示す範囲で指定します。

エーザイ川島工園地区



風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為※その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為
 - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 木竹の伐採
 - (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

※主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

項 目		河跡湖公園地区	エーザイ川島工園地区
建築物	高さ (最高限度)	13mとする。(神社仏閣は除く)	25mとする。
	屋根	勾配屋根とするよう努める。	
	色彩	外壁と屋根の色彩は、緑豊かな周辺環境と調和する低彩度色及び中彩度色か、無彩色とする。 <有彩度色の許容範囲> 色相：0R以上5R未満 及び 5Y超10Y以下 彩度：5未満 色相：5R以上5Y以下 彩度：7未満 色相：上記以外 彩度：2.5未満 アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。	
工作物	垣・柵	垣・柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。 生垣意外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。	
	緑化	敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。	敷地内緑地を保全するとともに、適切な樹木の維持管理に努める。
	自動販売機	自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。	
	駐車場		駐車場については、生垣等で囲うよう努める。
広告物		詳しくは風景形成基準の詳細を参照	

- 景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、本景観計画で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
- ここで規定するアクセントカラーは上記色彩の範囲外のものとしします。また、高彩度色は各務原市色彩ガイドラインによるものとします。(色相0R～4.9R及び5.1Y～10Y 彩度5以上、色相5R～5Y 彩度7以上、左記以外の色相 彩度2.5以上)
- 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。

風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的イメージやおすすめの修景事例を紹介します。

高さ(最高限度)

河跡湖公園地区	13m(神社仏閣は除く)
エーザイ川島工園地区	25m

良好な住環境の保全と緑豊かな自然環境との調和に配慮して、建物の高さは低く抑えてください。

[高さ(最高限度)について]

- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

屋根

河跡湖公園地区	勾配屋根とするよう努める。
エーザイ川島工園地区	

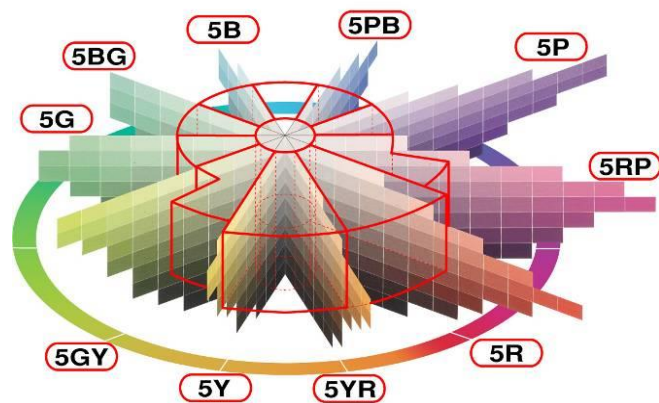
地区内の建物の大半は勾配屋根となっています。
河跡湖公園からの眺めに配慮して、屋根は勾配屋根とするよう努めてください。

色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

地区	外壁と屋根の色彩	アクセントカラー
河跡湖公園地区	色相:0R以上5R未満 及び 5Y超10Y以下 色相:5R以上5Y以下 彩度:7未満	外壁面積の5%まで
エーザイ川島工園地区	色相:上記以外 彩度:2.5未満	

外壁と屋根の色彩のイメージ



基調色として使用を避けたい高彩度



[色彩基準について]

- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

外壁及び屋根の色彩は、緑豊かな自然環境と調和するよう高彩度色の使用を避け、樹木の緑が引き立つ低彩度色及び中彩度色か、無彩色としてください。

垣・柵

河跡湖公園地区	垣、柵を設ける場合は生垣とするよう努める。
エーザイ川島工園地区	生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

緑の多いまちなみとするため、生垣を用いるように努めてください。



緑化

河跡湖公園地区	敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。
エーザイ川島工園地区	敷地内緑化を保全するとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

緑が豊かなまちなみは日々の生活にうおいを与えます。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めてください。



自動販売機

河跡湖公園地区	自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。
エーザイ川島工園地区	

自動販売機は利用者確保のため、目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれます。目隠しや色彩の変更などの工夫に努めてください。



駐車場

河跡湖公園地区	
エーザイ川島工園地区	駐車場については、生垣等で囲うよう努める。

広告物

※詳細については「屋外広告物の掲出に必要な許可手続きについて」を参照。

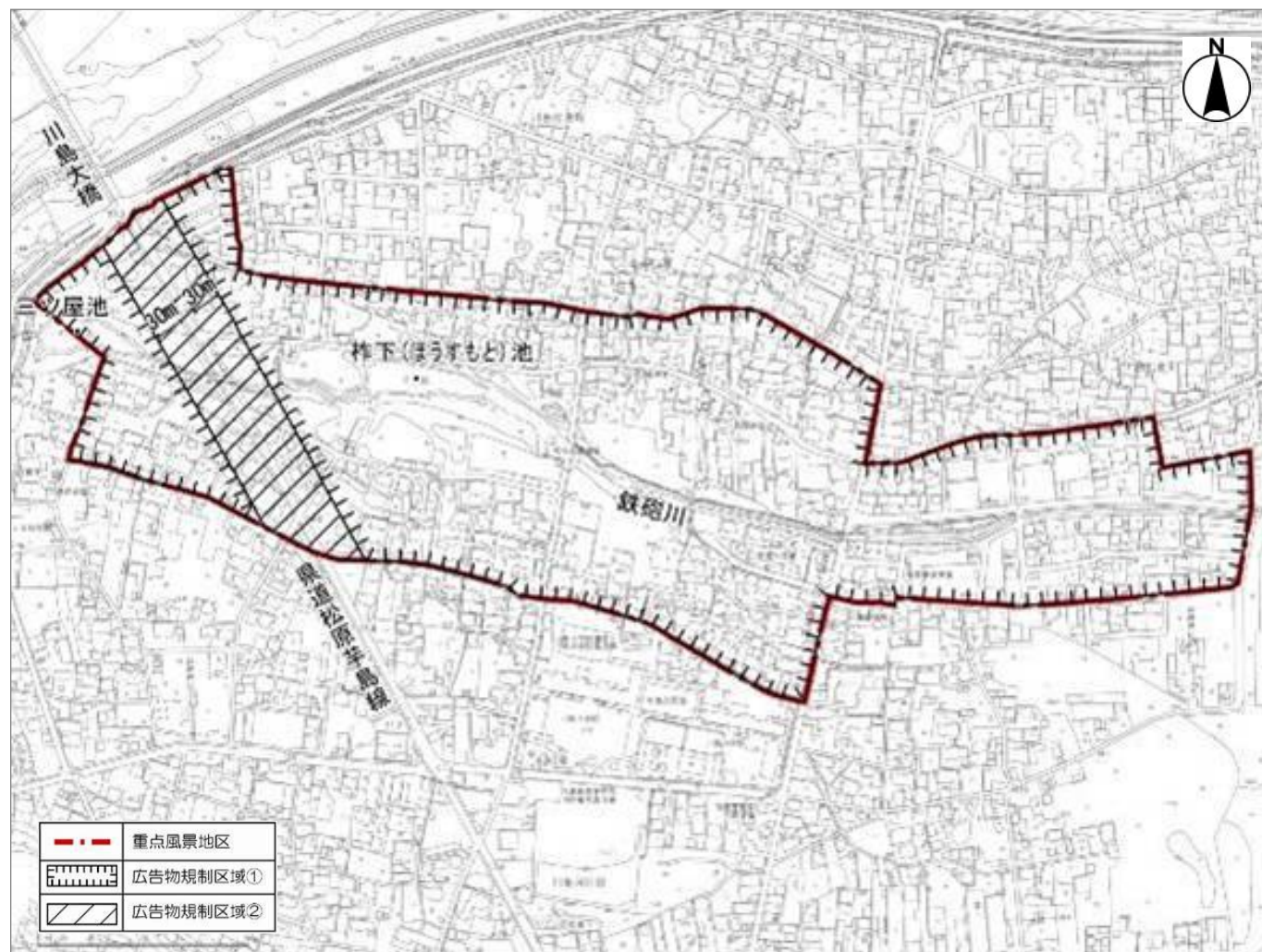
広告物の素材及び色彩は、自然豊かな周辺環境と調和するものとする。

区域		自家用広告物		案内用広告物
		屋上広告物	その他	
河跡湖公園地区	広告物規制区域① (6ページ図参照)	禁止	表示面積は一つの事業所で合計10㎡以下	禁止
	広告物規制区域② (6ページ図参照)		表示面積は一つの事業所で合計30㎡以下	案内用野立広告物のみ 表示面積 一面2㎡以下 合計4㎡以下 高さ 5m以下
エーザイ川島工園地区			表示面積は一つの事業所で合計30㎡以下	案内用野立広告物のみ 表示面積 一面2㎡以下 合計4㎡以下 高さ 5m以下

※上記以外の基準は、各務原市屋外広告物条例に準ずる。



広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。周辺環境との調和を十分に配慮して下さい。



【特例措置】

- 用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 都市計画法(昭和43年 法律第100号)第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法(昭和26年 法律第219号)第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。
- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 本景観計画の施行時に既存のものや既に着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。
- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

重点風景地区及び景観地区における風景形成基準について、運用方針を下記のとおり定める。

(1) 屋根について

■「勾配屋根を原則とする」について

1. 勾配は、**10分の2以上**、かつ、**10分の6.5以下**とする。
2. 勾配屋根部分の水平投影面積が、当該建築物の建築面積の**50%以上**あれば勾配屋根建物とみなす。(但し、**中山道鵜沼宿地区は除く。**)
3. パラペットの立ち上げは**不可**とする。
4. 主である建物とは別棟の床面積の合計が**50㎡以下**の倉庫、納屋、車庫等(※附属建物)は勾配屋根の対象外であるが、勾配屋根が望ましい。

■ 屋根の葺き替えのみについて

屋根部分の2分の1を超える部分を変更する場合は、届出対象とする。(ただし、中山道鵜沼宿地区は**10㎡を超えれば届出対象**)

■ 屋根に設置する太陽光発電用パネルについて

【中山道鵜沼宿地区について】

地区内の太陽光発電用パネルの設置可能。ただし、中山道に面している屋根については瓦一体型の太陽光パネルのみ設置可能とする。

【中山道鵜沼宿地区以外について】

太陽光発電用パネル設置可能。

(2) 色彩について

■ 外壁の色彩について

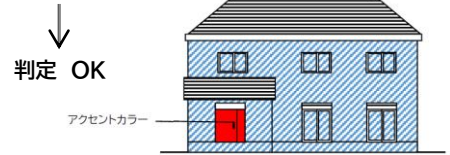
1. 外壁とは、立面図上にあらわれる屋根以外の部分をいう。(外部建具(サッシ・玄関扉等)・戸箱・格子・シャッターボックス・手摺・塀等を含む。)
 2. アクセントカラーとして「外壁面積の5%、10%まで」というのは、**各面ごと**に対しての割合とする。
 3. 色彩基準以外の色は、**アクセントカラー**とする。
 4. 壁面広告は、色彩基準の**対象**とする。(別途屋外広告物の面積基準あり)
 5. タイルやサイディング等の製品が、**複数の色彩**で着色されたものは、**平均的な色彩**で判断する。
 6. 重点風景区域内の大規模行為は重点風景区域の行為届出書で届出て、図面に**色彩割合**(ベースカラー:アソートカラー:アクセントカラー)も明記してください。
- ※ アクセントカラーがある場合は以下のように届出図面に算定根拠を示してください。
- ※ 外壁面積は「見付面積」で計算してください。
- ※ 庇は屋根と扱いますので、外壁面積には算入しないでください。
- ※ 基礎、サッシ、窓、バルコニー、笠木等は外壁面積に算入します。

<記載例>

算定根拠 外壁面積 (■ + ■) = (計算式) = A ㎡

アクセントカラー部分の面積 ■ = (計算式) = B ㎡

B / A = ○ % ≤ 5% (アクセントカラーの上限が5%の場合)



■ 屋根の色彩について

- 1) 煙突等・破風・鼻隠し・軒樋・庇は屋根として扱うものとする。→屋根の基準
- 2) パラペットなどで外部から見えない屋根であっても、色彩の対象とする。
- 3) 軒裏は立面図で表現される場合は審査の**対象**とする。

■ 無彩色の表示について

無彩色の場合も、マンセル値で表示するものとする。

(3) 壁面後退について

■ 壁面後退の緩和について

建築基準法施行令第135条の22の「外壁後退距離に対する制限の緩和」と同じとする。

(4) 緑化について

■ 樹木について

1. シンボルツリーとは、植栽時の高さが1.5m 以上、かつ、成木時の高さが4.0m 以上になる樹木をいう。
2. 低木とは、植栽時の高さが1.5m 未満、かつ、成木時の高さが3.0m 未満になる樹木をいう。
3. 中木とは、植栽時の高さが1.5m 以上、かつ、成木時の高さが3.0m 以上になる樹木をいう。
4. 高木とは、植栽時の高さが3.0m 以上、かつ、成木時の高さが5.0m 以上になる樹木をいう。
5. 地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、シダ等の植物をいう。

(5) 届出行為の適用除外について

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として、下記、**仮設建築物は届出不要**とする。

また、重点風景地区及び景観地区の規制は**適用しない**。

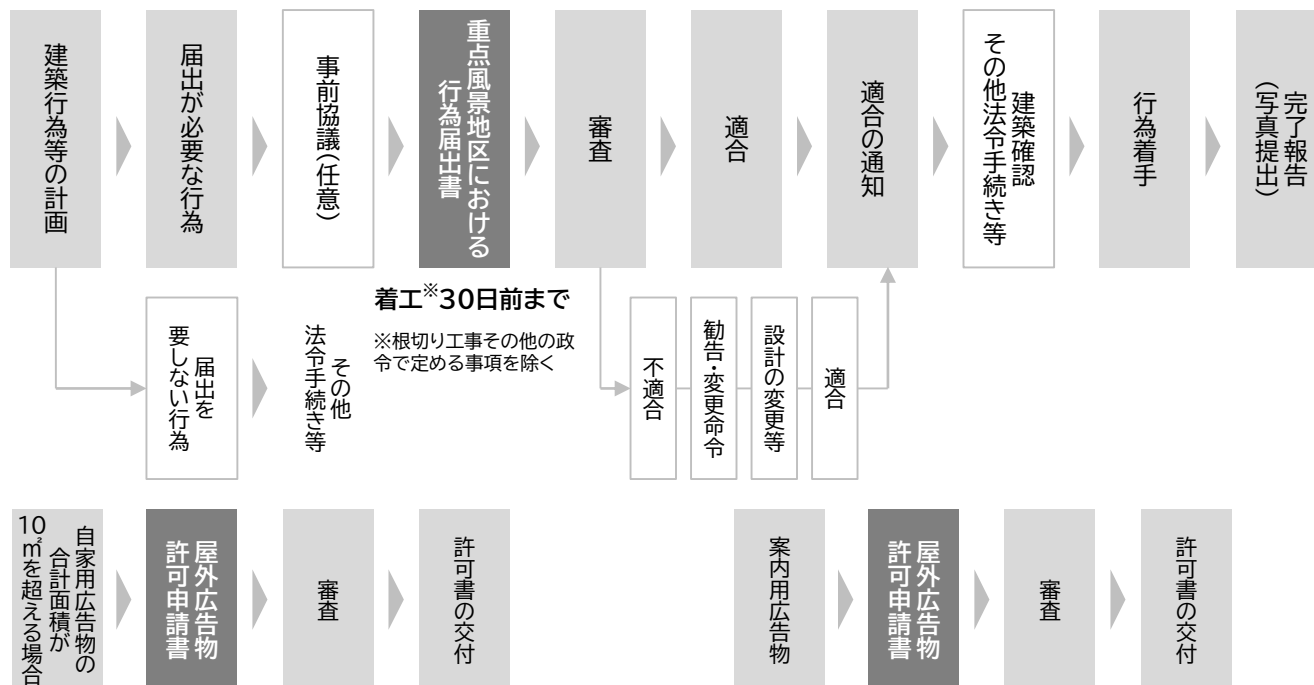
1. 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの。
2. 建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの。

行為の届出

届出の対象となる行為

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

届出の流れ



届出の適用除外となる行為

景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

- 景観法に規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第1号～第10号）
- 景観法に基づき条例で規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第11号に基づき各務原市都市景観条例で規定）

特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為を定めます。特定届出対象行為は以下のとおりです。

- 建築物の建築等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定）
- 工作物の建設等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定）

備考

- 景観法第16条第1項の規定に基づく届出は、各務原市都市景観条例施行規則で定める様式に必要事項を記入し、正副2部を市へ提出してください。なお景観法第16条第5項の規定に基づく通知は1部提出とします。届け出た内容を変更するときも同様です。
- 届出書及び通知書には各務原市都市景観条例施行規則の別表に掲げる行為の区分に応じて必要な図書を添付してください。
- 規則の別表に掲げる図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることがあります。
- 行為の規模が大きいため、規則の別表に掲げる縮尺の図書では適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができます。
- 届出を提出した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事、その他政令で定める工事に係るものは除きます。）に着手できません。（景観法第18条第1項）
- 届出内容に対して、必要に応じて勧告及び変更命令を行う場合があります。（景観法第16条第3項・景観法第17条第1項・第2項）
- 特定届出対象行為については、30日以内に回答できない合理的な理由があるときは、その理由を通知するとともに90日を超えない範囲まで延長することがありますので、なるべく事前協議を行うようにしてください。（景観法第17条第4項）
- 各務原市土地開発事業の調整に関する要綱第3条（適用範囲）に掲げる事項に該当する行為については、景観アドバイザー審査やパブリックコメントを受け付ける期間を設ける場合がありますので、事前にご相談ください。
- その他、行為の届出に関する事項は景観法及び各務原市都市景観条例の規定により行ってください。なお、行為の届出に関する事項は法や条例改正等により変更される場合があります。届出を行う際に施行されている法、条例等に従って行ってください。（景観法第2章第2節「行為の規制等」参照）（各務原市都市景観条例「第2章 景観計画」参照）

お問い合わせ

各務原市 都市建設部 建築指導課
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL:058-383-7218(直通) FAX:058-383-6365 E-mail:keikan@city.kakamigahara.gifu.jp
市ウェブサイト: <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>